

宇部市「赤ちゃんの駅」登録施設募集要項

1 公募の趣旨

市では、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的として「赤ちゃんの駅」事業を実施するための民間施設や公共施設を募集します。

2 登録要件

- (1) 乳幼児連れの保護者で赤ちゃんの駅の利用を希望する者は、誰でも利用できること。
- (2) 以下の全て又は、いずれかの設備が提供できること。
 - ア おむつ替えのための設備
 - イ 授乳または調乳のための設備
 - ウ 保護者のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための設備

3 登録方法

- (1) 登録申請書（様式1）を市こども政策課へ提出していただきます。

登録申請書の提出の際には、設備の現況写真及び場所を示す資料を添付してください。
- (2) 審査期間（約1週間程度）を経て登録後、市からステッカー及びのぼり旗（以下「表示物」という。）を配付します。
- (3) 登録施設では、施設の出入り口や設備周辺などで利用者の目につきやすい場所に各表示物を設置していただきます。

市では、登録施設をホームページ等で広く周知させていただきます。

4 登録時留意点

- (1) 「赤ちゃんの駅」を実施する際には、別に定める「宇部市「赤ちゃんの駅」実施ガイドライン」に従い実施していただきます。
- (2) 登録した赤ちゃんの駅の内容や利用時間などに変更がありましたら、その旨を報告していただきます。

5 問い合わせ・申込み先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市こども未来部 こども政策課 こども政策係
電話：0836-34-8566 FAX：0836-22-6008